

鳥取県育児・介護休業者生活資金融資制度要綱

平成 8 年 4 月 1 日付企画部長通知
平成 11 年 9 月 28 日付企画部長通知
平成 13 年 6 月 1 日付生活環境部長通知
平成 14 年 8 月 8 日付生活環境部長通知
平成 15 年 8 月 1 日付生活環境部長通知
平成 16 年 7 月 8 日付生活環境部長通知
平成 17 年 3 月 30 日付生活環境部長通知
平成 18 年 4 月 8 日付企画部長通知
平成 19 年 3 月 28 日付企画部長通知
平成 20 年 4 月 14 日付商工労働部長通知
平成 21 年 4 月 1 日付商工労働部長通知
平成 22 年 4 月 1 日付商工労働部長通知
平成 25 年 4 月 1 日付商工労働部長通知
平成 27 年 7 月 1 日付商工労働部長通知
平成 30 年 4 月 1 日付商工労働部長通知
平成 31 年 4 月 1 日付商工労働部長通知
令和 2 年 4 月 1 日付商工労働部長通知
令和 5 年 4 月 1 日付商工労働部長通知

1 目 的

労働者の仕事と家庭の両立を支援するため、育児休業等（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号。（以下「育児・介護休業法」という。））第 2 条第 1 号の育児休業及び同法第 23 条第 2 項の規定により育児休業の制度に準ずる措置が講じられている場合における当該措置に係る休業をいう。以下同じ。）又は同法第 2 条第 2 号の介護休業（以下「育児・介護休業等」という。）の利用者に対する融資を実施して、子どもを産み育てやすい環境及び家族の介護を行いやすい環境を整備するとともに、企業の人材の定着と確保を促進する。

2 融資対象者

県内に在住する育児・介護休業等利用者（育児・介護休業法の規定によるもの及びこれに準ずるもの（国家公務員及び地方公務員を除く。）以下同じ。）本人。

3 融資条件

- (1) 限度額 育児・介護休業等利用者 1 人につき 1,000 千円
- (2) 貸付利率 年 1.0%
- (3) 償還期間 貸付日の属する月から育児・介護休業等終了後 5 年を経過する日の属する月までの期間以内。
- (4) 元金償還の据置期間
 - ア 育児休業等 育児休業等を始めた日から、当該休業の終了する日（当該休業に係る子が満 3 歳に達するまでの日を限度とする。）が属する月までの間。
 - イ 介護休業 借入申込みに係る介護休業を始めた日から当該休業の終了する日（当該休業開始後 93 日を限度とする。ただし、当該休業に係る家族について、過去に当該生活資金の借入を受けた場合は、その借入に係る休業日数も含め通算 93 日を限度とする。）が属する月までの間。
- (5) 償還方法 均等割賦償還方式
- (6) 保証 原則として連帯保証人 1 名又は保証機関による保証
- (7) 資金の用途 育児・介護休業等利用者に対する生活資金の貸付金

4 附帯条件

資金の融資後、申請に虚偽が認められるときは繰上償還となることがある。

5 取扱金融機関

県内に店舗を有する銀行、信用金庫、労働金庫、信用農業協同組合連合会（信用事業を行う各農業協同組合を含む。）、信用漁業協同組合連合会（信用事業を行う

各漁業協同組合を含む。)

6 融資の申込手続等

- (1) 融資を受けようとする者(以下「申込者」という。)は、「育児休業者生活資金借入申込書」(様式第1号の1)又は「介護休業者生活資金借入申込書」(様式第1号の2)に必要書類を添付し、商工労働部雇用人材局とっとり働き方改革支援センター所長に提出するものとする。
- (2) 商工労働部雇用人材局とっとり働き方改革支援センター所長は提出書類を審査し、適当と認めるときは、借入希望金融機関に対し通知(様式第2号)するものとする。
- (3) 金融機関は融資に係る手続を「申込者」との間で行い、融資を実行した場合には、「貸付実行報告書」(様式第3号)を融資実行の翌月10日までに商工労働部雇用人材局とっとり働き方改革支援センター所長に提出するものとする。
なお、様式第3号の提出について、金融機関は「申込者」から同意を得るものとする。
- (4) 融資を受けた後、育児休業等の取得により融資条件の内容を変更しようとする時は、あらかじめ商工労働部雇用人材局とっとり働き方改革支援センター所長に様式第4号の変更申請書を提出し、承認を受けなければならない。
- (5) 金融機関は「貸付実行報告書」(様式第3号)を商工労働部雇用人材局とっとり働き方改革支援センター所長に提出後、「申込者」との間で償還計画の変更を行った場合は「変更貸付実行報告書」(様式第5号)を速やかに商工労働部雇用人材局とっとり働き方改革支援センター所長に提出するものとする。
なお、様式第5号の提出について、金融機関は「申込者」から同意を得るものとする。

7 金融機関に対する県の措置

この資金を運用するため、県は補助金により、金融機関に対し次のとおり助成措置を行うこととする。

- (1) 補助金額 この資金の融資残高に対し、鳥取県育児・介護休業者生活資金支援事業補助金交付要綱(平成18年4月8日付第200500144970号鳥取県企画部長通知)に定める補助率及び期間を乗じて得た額
- (2) 補助期間 貸付日の属する月から育児・介護休業等終了後5年を経過する日の属する月までの期間

8 その他

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は平成8年4月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際現に改正前の鳥取県すこやか子育て資金融資制度要綱の規定により貸し付けている資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成11年10月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、現に改正前の鳥取県育児・介護休業者生活資金融資制度要綱の規定により貸し付けている資金については、平成11年10月の約定返済日の翌日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年6月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際現に改正前の鳥取県育児・介護休業者生活資金融資制度要綱の規定により貸し付けている資金及び受付済みの申込については、従前のとおりとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成14年8月8日から施行する。ただし、8(2)の規定は、同年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正前の鳥取県育児・介護休業者生活資金融資制度要綱による貸付を受けた融資

対象者で育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第23条第1項の規定により育児休業の制度に準ずる措置により休業を延長する場合は、改正後の要綱を適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年8月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際現に改正前の鳥取県育児・介護休業者生活資金融資制度要綱の規定により貸し付けている資金及び受付済みの申込については、従前のおりとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年7月8日から施行し、平成16年4月1日から適用する。
- 2 この要綱施行の際現に改正前の鳥取県育児・介護休業者生活資金融資制度要綱の規定により貸し付けている資金及び受付済みの申込については、従前のおりとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際現に改正前の鳥取県育児・介護休業者生活資金融資制度要綱の規定により貸し付けている資金及び受付済みの申込については、従前のおりとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年4月8日から施行し、平成18年度の貸付から適用する。
- (経過措置)
- 2 この要綱施行の際現に改正前の鳥取県育児・介護休業者生活資金融資制度要綱の規定により貸付けを受けた融資対象者については従前のおりとし、当該生活資金の融資に係る県の金融機関に対する資金措置として、次のとおり預託する。
 - (1) 預託額 融資残高の1.5分の1
 - (2) 預託預金種別 原則、決済用預金とする。
ただし、決済用預金の取扱のない金融機関は普通預金とする。
 - (3) 預託利率 決済用預金の場合は無利息、普通預金の場合は普通預金利息とする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成20年4月14日から施行し、同月4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際現に改正前の鳥取県育児・介護休業者生活資金融資制度要綱の規定により貸し付けている資金及び受付済みの申込については、従前のおりとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則
(施行期日)
この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則
(施行期日)
この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則
(施行期日)
この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則
(施行期日)
この要綱は、令和5年4月1日から施行する。